兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例	ページ
○ 証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(財政課)	1
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条	
例の一部を改正する条例(住宅政策課)	2
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課)	7

公布された法令のあらまし

●証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議会は、本会議において、公聴会を開くことができるものとされたこと及び参考人の出頭を求めることができるものとされたことに伴い、当該公聴会に参加した者及び当該参考人には、出頭に要した費用の弁償として、旅費を支給するものとする等所要の整備を行うこととした。

- ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第41号)
- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により、市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する 建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築等をしようとする者は、当該建築物の新築又は増 築等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができるとされること、当該計画を建築 主事に通知し、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ることができるとされること等に伴い、 所要の整備を行うこととした。
- 2 養ほう振興法の一部改正により、同法の名称が改められることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- ●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)
 兵庫県神戸水上警察署の新築移転に伴い、同警察署の位置を神戸市中央区港島3丁目に改めることとした。

条 例

証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第40号

証人等の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 証人等の費用弁償等に関する条例 (昭和35年兵庫県条例第57号) の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第109条第4項(第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第5項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項」に改め、「含む。)」の右に「及び第115条の2第1項」を加え、同条第3号中「第109条第5項(第109条の2第4項及び第110条第4項」を「第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項」に改め、「含む。)」の右に「及び第115条の2第2項」を加える。

第5条中「つど」を「都度」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第2条 証人等の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改め、同条第2号中「第109条第5項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第1項」を「第115条の2第1項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第3号中「第109条第6項(同法第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。)及び第115条の2第2項」を「第115条の2第2項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第41号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を 次のように改正する。

本則の表67の5の部の次に次のように加える。

67の6 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務

事務	市町
都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に	洲本市、相生市、豊岡市、たつの市、
基づく事務のうち、同法第10条第4項(同法第11条第2項にお	赤穂市、西脇市、三木市、小野市、
いて準用する場合を含む。)又は第54条第3項(同法第55条第	加西市、篠山市、朝来市、宍粟市、
2項において準用する場合を含む。)の規定による通知に係る	加東市、猪名川町、稲美町、播磨町、
建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務	福崎町、太子町、上郡町及び佐用町

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。 別表第3の19の部中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。 別表第4の35の2の部中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同表中66の部を67の部とし、65の部 の次に次のように加える。

66 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料

名称			事務	の区分	金額
(1) 集約 都市 発 計 新 計 手 類 料	おいて 「法合を含む。)	」という。) の規定に基	第10条第4項	(平成24年法律第84号。以下この部に (法第11条第2項において準用する場 開発事業計画(以下この部において「事 査	建築物の床面 積の合計に応 じ、21の部(1) の款に定める 金額に相当す る額
(2) 低炭素建築	法第53条 第1項の	知事が定 める機関	一戸建ての 住宅以外の	住戸等の床面積の合計が150平方メ ートル以内のもの	7,300円
物新築部定部	規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計	により作 成された 法第54条 第1項第	住宅の住戸 又は一戸建 ての住宅 (以下この	住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	13,000円
料	画(以下この部において	1号に規定する基準に適合	部において「住戸等」という。)に	住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	23,000円

50,000円	に面積の合計が800平方メ 超え2,100平方メートル以	で計画である	等計画で あると認 める旨の	「新築等 計画」と いう。)の					
70,000円	下面積の合計が2,100平方 と超え4,100平方メートル			める旨の 書類が添 付されて	める旨の 書類が添 付されて	める旨の 書類が添 付されて	Eの申める旨の二対す書類が添合付されて	認定の申 請に対す る審査	
109,000円	ド面積の合計が4,100平方 ≥超え8,300平方メートル								
174,000円	ド面積の合計が8,300平方 超え16,500平方メートル								
211,000円	に面積の合計が16,500平方 ・超え24,750平方メートル								
252,000円	医面積の合計が24,750平方 超えるもの								
7, 300円	床面積の合計が150平方 メートル以内のもの	建築物(一 戸建ての住							
13,000円	床面積の合計が150平方 メートルを超え400平方 メートル以内のもの	宅であるものを除く。 以下この部にないて同		のを除く。 以下この					
23,000円	床面積の合計が400平方 メートルを超え800平方 メートル以内のもの	において同 じ。) に係る 新築等計画 である場合							
50,000円	床面積の合計が800平方 メートルを超え2,100平 方メートル以内のもの								
70,000円	床面積の合計が2,100平 方メートルを超え4,100 平方メートル以内のもの								
109,000円	床面積の合計が4,100平 方メートルを超え8,300 平方メートル以内のもの								
174, 000円	床面積の合計が8,300平 方メートルを超え16,500 平方メートル以内のもの								
211,000円	床面積の合計が16,500平 方メートルを超え24,750 平方メートル以内のもの								
252,000円	床面積の合計が24,750平 方メートルを超えるもの								

13,000円		共用部分 (共同住				
37,000円	床面積の合計が300平方 メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	宅の廊下、階段その他共 用に供さ				
109,000円	床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	れるべき部分をいう。以下				
162,000円	床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	この部に おいて同 じ。)				
211,000円	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの					
285, 000円	床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるもの					
13,000円	床面積の合計が300平方 メートル以内のもの	非住宅部 分(建築				
37,000円	床面積の合計が300平方 メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	物の住戸 の部分及 び共用部 分以外の				
109,000円	床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	部分をい う。以下 この部に				
162, 000円	床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	おいて同じ。)				
211,000円	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの					
285,000円	床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるもの					
40,000円	に面積の合計が150平方メ 回のもの	住戸等の原		その他の場合		
80,000円	ド面積の合計が150平方メ 超え400平方メートル以内					
113,000円	ド面積の合計が400平方メ 超え800平方メートル以内					
172,000円	ド面積の合計が800平方メ 超え2,100平方メートル以					

		末面積の合計が2,100平方 を超え4,100平方メートル	239,000円
		末面積の合計が4,100平方 を超え8,300平方メートル	334,000円
		末面積の合計が8,300平方 を超え16,500平方メートル	457, 000円
		宋面積の合計が16,500平方 と超え24,750平方メートル	590,000円
		末面積の合計が24,750平方 ≥超えるもの	716,000円
建築物をおります。	物に係 住戸の部 築等計 分	床面積の合計が150平方 メートル以内のもの	40,000円
画である	かる場	床面積の合計が150平方 メートルを超え400平方 メートル以内のもの	80,000円
		床面積の合計が400平方 メートルを超え800平方 メートル以内のもの	113,000円
		床面積の合計が800平方 メートルを超え2,100平 方メートル以内のもの	172, 000円
		床面積の合計が2,100平 方メートルを超え4,100 平方メートル以内のもの	239, 000円
		床面積の合計が4,100平 方メートルを超え8,300 平方メートル以内のもの	334, 000円
		床面積の合計が8,300平 方メートルを超え16,500 平方メートル以内のもの	457,000円
		床面積の合計が16,500平 方メートルを超え24,750 平方メートル以内のもの	590,000円
		床面積の合計が24,750平 方メートルを超えるもの	716,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方 メートル以内のもの	124,000円

				床面積の合計が300平方 メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	208, 000₽
				床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	333, 000 P
				床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	422, 000F
				床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	513, 000
				床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるもの	621, 000F
			非住宅部分	床面積の合計が300平方 メートル以内のもの	272, 000F
				床面積の合計が300平方 メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	436, 000
				床面積の合計が2,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	631, 000
				床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	769, 000
				床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	915, 000
				床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるもの	1, 069, 000
(3) 太大学 (3) 大学 (4) 大学 (4) 大学 (5) 大学 (6) 大学 (7) 大学 (法第55条第1項 <i>0</i>	規定に基づく新	・ 築等計画の変 ・	更の認定の申請に対する審	新築等計画に 係る住準等で は建集ようので で る部にに定める で 金額に相当っ

備考 1 集約都市開発事業計画通知手数料の額は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、(1) の款に定める金額に相当する額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額とする。
(1) 事業計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(1)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額(その額に500円未満の端数があるときはこれ

を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)

- ② 事業計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築 設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相 当する額
- (3) 事業計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作 物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- 2 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。
- 3 住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請 する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定 申請手数料の額は、建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。
- 4 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。
 - (1) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(1)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額(その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)
 - (2) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
 - (3) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の19の部及び 別表第4の35の2の部の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成24年兵庫県条例 第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表67の5の部を同表67の6の部とする改正規定中「同表67の5の部を同表67の6の部」を「同表67の6の部を同表67の7の部とし、同表67の5の部を同表67の6の部」に改める。

附則第1項第2号中「同表67の5の部を同表67の6の部」を「同表67の6の部を同表67の7の部とし、同表67の5の部を同表67の6の部」に改める。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第42号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

附則		· ·
この条例は、公布の	D日から起算して2月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行 	丁す